

平成 25 年度法令改正一覧

圧縮水素自動車燃料用容器の技術基準の改正

【容器則関係】・・・平成 25 年 5 月 13 日公布・施行

・自家用自動車用としてのみ使用できる燃料装置用容器を「低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器」として規定。(容器則第 2 条、第 8 条)

【容器則細目告示関係】・・・平成 25 年 5 月 13 日公布・施行

・低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器には、「低充填サイクル車両専用」と明示。(容器細目告示第 1 条第 2 項第 3 号ロ)

・70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査及び附属品の附属品再検査における漏えい試験、並びにそれらの漏えい試験に用いる検査設備を規定。(容器則細目告示第 21 条、第 28 条、第 31 条)

【容器保安規則機能性基準の運用について(内規)関係】・・・平成 25 年 5 月 15 日制定

・最高充填圧力が 70MPa の容器を規定した民間規格(高圧ガス保安協会規格「70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS0128(2010)」)を採用。当該基準において、容器の製造の方法の基準、破裂試験及び常温圧力サイクル試験等の設計確認試験、容器検査の方法等を規定。

・低温高圧水素環境下での SUS316L 等の脆化への対応として、成分及び絞りに対する制限を設定。

水素自動車及び水素スタンドの普及のための特定設備検査規則の一部改正

【特定則関係】・・・平成 25 年 8 月 15 日公布・施行

特定設備の表示について、複合構造を有する圧力容器(ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器)を使用した蓄圧器のような特殊な設計や材料による特定設備についても表示が可能になるよう、特定設備の製造業者の名称、検査機関の名称等の必要な事項を、保安上支障のないよう、アルミニウム箔に打刻したものを貼付けする等の方法による表示を認めることとした。

高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示

【公布・施行】平成 25 年 11 月 29 日告示(平成 26 年 1 月 1 日施行)

【耐震告示の構成】耐震設計に必要な、保有すべき耐震性能(第 1 条の 3)、耐震性能の判定基準(第 2 条)、設計地震動の設定(第 3 条)、構造物の地震動により発生する変位等の解析(応答解析)(第 4 条から第 8 条)、当該変位等から構造物の種類毎に耐震上重要な部位及び当該部位に働く応力の算出(第 10 条から第 15 条)、使用する材料や構造に

応じて許容できる応力の
算定方法(第 16 条)から構成。

【改正箇所】第 11 条に鋼管ブレースの交差部分の引張応力及びせん断応力の算出式を追加。第 16 条に鋼管ブレースの交差部分の引張応力及びせん断応力の組合せに対する許容応力の判定式を新たに規定。

【経過措置】既存設備(施行時に着工済みの設備を含む。)又は施工後に行われる耐震設計上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物については、なお従前の例による。

【解釈通達の一部改正】「鋼管ブレースへの必要な補強」の例示。例示以外の補強方法を採用する場合は、耐震告示に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があるものとする旨、追記 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置容器の技術基準の改正(70MPa まで緩和)

保安検査の方法を定める告示の一部を改正

【措置】

平成 25 年 7 月 30 日施行

【改正の概要】

- ・高圧ガス保安協会及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構共同規格 KHK/JOGMECS 0850-8(2012)保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)が保安検査の方法として妥当である旨の評価書がとりまとめられ、保安検査告示に当該基準を追加し、その他所要の改正をするものである。
- ・なお、当該保安検査基準は、LPG 国家備蓄基地として岡山県倉敷市及び愛媛県今治市に建設された液化石油ガス岩盤備蓄基地の保安検査方法を定めたもの。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法への改正に伴う改正

【措置】

平成 25 年 12 月 26 日公布、27 日施行

【対象法令等】

一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、冷凍保安規則

【改正の概要】

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進を図るため、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と改正されたことを受け、当該法令を引用している条文を改正。

南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域(静岡県は全域)内であり、かつ、津波浸水想定※1で、水深 30cm 以上の浸水が想定される製造所等(不活性ガス又は圧縮空気のみ製造事業所を除く。)は次の 2 つの事項※2 を平成 26 年 9 月末までに危害予防規

定に定めなければならないこととされた。

※1 静岡県津波浸水想定(静岡県公式HP)

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html>

※2 ○南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

○南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。